

開会の日 令和5年9月19日（火）
場 所 委 員 会 室

◆出席委員（7名）

委員長	前 川 文 博
副委員長	谷 口 敬 信
委員	葛 谷 寛 徳
委員	高 原 邦 子
委員	徳 島 純 次
委員	住 田 清 美
委員	澤 史 朗

◆欠席委員（なし）

◆職務のため出席した者の職氏名

市長	都 竹 淳 也
副市長	湯 之 下 明 宏
市民福祉部長	藤 井 弘 史
市民福祉部次長兼市民保健課長	大 上 雅 人
市民保健課長補佐兼市民係長	川 上 聡 子
子育て応援課長	今 村 安 志
子育て応援課長補佐兼保育園係長	清 水 浩 美
消防長	堀 田 丈 二 郎
消防本部予防課長	竹 原 勝 浩
消防本部予防課主査	間 所 篤 司

◆職務のため出席した事務局員

議会事務局長	岡 田 浩 和
書記	畠 中 み な み

◆ 本日の会議に付した事件

・ 付託案件審査

議案第80号	飛騨市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例について
議案第81号	飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について

・ 委員派遣報告書について

・ 要望事項のとりまとめについて

目次

◆開会	3
●委員長（前川文博）	3
◆1. 付託案件審査	3
議案第80号 飛騨市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例について	3
●委員長（前川文博）	3
●委員長（前川文博）	3
□市民福祉部長（藤井弘史）	3
●委員長（前川文博）	4
○委員（高原邦子）	4
△市長（都竹淳也）	4
○委員（高原邦子）	5
△市長（都竹淳也）	5
○委員（住田清美）	5
□子育て応援課長（今村安志）	5
●委員長（前川文博）	5
●委員長（前川文博）	5
●委員長（前川文博）	6
●委員長（前川文博）	6
◆休憩	6
●委員長（前川文博）	6
◆再開	6
●委員長（前川文博）	6
◆議案第81号 飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について	6
●委員長（前川文博）	6
□消防長（堀田丈二郎）	6
●委員長（前川文博）	6
○委員（徳島純次）	7
□消防本部予防課長（竹原勝浩）	7
○委員（徳島純次）	7
□消防本部予防課長（竹原勝浩）	7
○委員（高原邦子）	7
□消防本部予防課主査（間所篤司）	7
●委員長（前川文博）	7
○委員（高原邦子）	7
□消防長（堀田丈二郎）	8

○委員（高原邦子）	8
□消防本部予防課長（竹原勝浩）	8
●委員長（前川文博）	8
●委員長（前川文博）	8
●委員長（前川文博）	8
●委員長（前川文博）	9
●委員長（前川文博）	9
◆休憩	9
●委員長（前川文博）	9

(開会 午後10時00分)

◆開会

●委員長（前川文博）

皆さんおはようございます。ただいまより第9回総務常任委員会を開会いたします。本日の出席委員は全員であります。

会議録署名は、委員会条例第30条の規定により委員長がこれを行います。

当委員会に付託された案件はお手元に配付のとおりです。

審査に入る前にお願いをいたします。委員のご発言は、まず挙手をし、委員長の指名を受けた後、マイクを使い自己の名前をつけてください。質問は一問一答制とし、要領よく簡潔に行われますようお願いいたします。次に、理事者側の説明において議案の朗読を省略することといたします。また、部長以外の職員が説明及び答弁する場合は、委員長の指名を受けた後、課名と氏名を告げてから発言してください。

以上、ご協力をお願いいたします。

◆1. 付託案件審査

議案第80号 飛騨市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例について

●委員長（前川文博）

それでは付託案件の審査を行います。議案第80号、飛騨市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

(「委員長」と呼ぶ声あり) ※以下、この「委員長」と呼ぶ声の表記は省略する。

●委員長（前川文博）

藤井市民福祉部長。 ※以下、この委員長の発言者指名の表記は省略する。

□市民福祉部長（藤井弘史）

議案第80号についてご説明申し上げます。22ページの要旨をご覧ください。

提案理由といたしましては、子ども・子育て支援法及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴う改正でございます。

制定改廃の根拠等でございますが、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行による、子ども・子育て支援法及びこども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行による、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

条例の概要でございます。改正の内容といたしまして、まず1点目でございますが、条例で引用する法令条項番号の改正でございます。支援法が改正されまして条項ずれが生じたので、条例中同条を引用する箇所を改めるものです。改める条例につきましては、飛騨市子ども・子育て会議条例と飛騨市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の2条例でございます。2点目につきましては、基準改正に合わせた文言の改正でございます。具体的に申し上げますと、こども家庭庁への事務の移管によりまして、所管省が厚生労働省から内閣府に移管され、所管大臣が厚生労働大臣から内閣総

理大臣に改正されたためです。改める条例につきましては、飛騨市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例と、飛騨市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の2条例でございます。

市民への影響につきましては特にございません。

施行日が公布の日でございます。

以上で説明を終わります。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（高原邦子）

今回、今まで厚生労働省管轄だったものが内閣府、総理大臣直属の外局ということで、このこども家庭庁が発足したわけですが、それによって文言を合わせる改正なのでそのことはいいのですが、要は、どうして直属の内閣府に統一されたかという、今まで文部科学省もあったり、農林水産省もあったり、そして厚生労働省もいろいろあったと思うんですね。それで、ここは今市民福祉部ですけど、このこども家庭庁によって、このように内閣総理大臣がトップということになって、飛騨市として何か変わっていくことというのはあるのでしょうか。その辺はどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

△市長（都竹淳也）

こども家庭庁の設置によって、子供関係の施策が全てこども家庭庁に集約するという形になって、内閣に設置されているものですから、それで内閣総理大臣ということになるのですが、何かが極端に変わってくるということはないのですが、子供関係の施策を一元化するという事で、その連携を図るという意味では期待をしております。ただ、まだこの話はよく市長会なんかでも出るのですが、文部科学省の教育の部分は一元化されていないわけなので、教育と福祉施策、これは子供の施策、それから障害の施策も併せてですが、ここの統合がやはりまだ距離があるということとはよく指摘されます。実際にこども家庭庁は既に今年4月から発足しているのですが、それを感じることはよくあります。やはり今後、国において教育との連携をしっかりと図っていただくということが、こども家庭庁が成功してくるかどうかということの1つのテーマになるかなと思われま。

それからもう1つ、これは私も審議会の部会の委員で関わっているのですが、「こども大綱」という計画が進んでいて、ここで具体の施策の方向性を示すということになっていて、年末ぐらいまでにこども大綱が出てくるのですが、それに基づいて来年度の予算で異次元の少子化対策に加えて子供関連の施策が出てくるので、具体的にこども家庭庁の政策によって地方自治体、飛騨市にどういう影響が出てくるかということについては、こども大綱に基づく政策を見るとまた少し違った見方ができるのかなというふうに思っています。その意味では、まだ政策そのものが出てきているという状態になってないので、これからかなというふうに思います。

ついでながら申し上げますと、逆の懸念もありまして、子供の関係だけがすぽんと抜かれたことによって例えば障害の施策、これは子供から成人期に対して切れ目なくいかなければいけないのですが、既に厚生労働省の中で一元化されてきたときよりは、大人と子供の間に少しギャップが出てきているのかなという印象がありますので、この辺りは自治体の施策に影響が出ないように、

しっかり国に物を言っていかなければいけないというふうに思っております。

○委員（高原邦子）

それで、やはり飛騨市のように小さなところでは、今、文部科学省とのことを言われましたけれども、しっかりと話し合いというか、縦割りで今まできた弊害を乗り越えてこども家庭庁という内閣府の外局にしたと思うんですね。それは飛騨市にも言えることではないかなと思うんですよ。その辺をどのようにまとめていくというか、まだ大綱が出てないからというのではなくて、大綱以前に、やっぱり小さな自治体の場合、取り組んでいくべきではないかなと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

△市長（都竹淳也）

その点で申し上げますと、先般、内閣府の政務官、自見英子先生がいらっしゃったときにいろいろ議論したのですが、むしろ自治体のほうがその垣根なくいっているよということは申し上げましたし、先生ご自身も飛騨市の取り組みを見てそこは非常に高く評価をしていただきました。自見政務官がいらっしゃったときに、こども家庭庁と厚生労働省と文部科学省の課長たちがずらりといらっしゃって、皆さん方と食事なんかもしながら話す機会もあったのでいろいろ話していると、やはり同じ子供の分野なんですけど、省庁の壁ってあるなというのを感じまして、だけど特に飛騨市の場合は教育委員会との関係が非常に近いといいますかほぼ一体なので、垣根がほとんどないですから、むしろこども家庭庁にこういった小さい自治体の垣根のない様子を学んでいただくということも大事だし、逆に我々がそういった経験をいろいろなときに伝えていくということも大事なかなということで、国の体制にあまり左右されず、引き続き市としては一体性を持った政策を進めていきたいと思っております。

○委員（住田清美）

今ほどの高原委員にちょっと関連しているのですが、いろいろお話をされた中で、まだその一体化ができていないという中ではありますけれど、今回の条例改正の中でも所管が厚生労働大臣から内閣総理大臣に変わったということで、書類が今度は全部内閣総理大臣から来る、そっちに提出するということになると思うのですが、事務方としてはこの部分はスムーズに移行されていますか。何か煩雑になったなというような実感はありませんか。

□子育て応援課長（今村安志）

こども家庭庁になったというようなところで、今のところは特段大きな影響は感じておりません。スムーズに移行できておるのかなというふうに事務方としては思っているところでございます。

●委員長（前川文博）

ほかにありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ご異議なしと認めます。よって、議案第80号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長（前川文博）

職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前10時11分 再開 午前10時13分 ）

◆再開

●委員長（前川文博）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第81号 飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について

●委員長（前川文博）

議案第81号、飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□消防長（堀田丈二郎）

議案第81号、飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

改正の内容は要旨にて説明させていただきます。10ページをご覧ください。提案理由は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の改正に伴う改正です。

改正の内容は2点ございまして、1つ目は、蓄電池設備の現行の規制は、主に鉛蓄電池を想定した基準であります。材料、構造の多様化が進み、さらなる普及の拡大や大容量化が見込まれるため、蓄電池設備の種別や安全性に関する所要の改正を行うものです。もう1点は、固体燃料を使用する厨房設備の設置について、周囲との離隔距離の規定を追加するものです。

市民への影響につきましては、対象火気設備の設置等に係る規制を実態に即した規制緩和であり、負担が軽減されるものです。

施行日は令和6年1月1日です。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（徳島純次）

市民への影響はほとんどないと思われるのですが、今対象になる設備というのは、市のほうではあるのか。市全体ではどれぐらいあるか、もし把握されているなら教えてください。

□消防本部予防課長（竹原勝浩）

現在のご質問ですが、市関係及びどちらのほうでそういう設備を設置されているかという質問だと思いますが、回答させていただきます。今のところこちらで把握している施設ですが、市役所のほうは上がってこなかったのですが、河合振興事務所、公民館、あと飛騨古川まつり会館、神岡振興事務所にも設置されております。あとそのほかになりますと、NTTの携帯電話の基地局等々に蓄電池が整備されております。付け加えて回答させていただきますと、有事の際、停電になった際の予備電池、蓄電池ですから通信機器が遮断されると困るような業者等が設置されております。もう1つ、関西電力発電所のほうにも設置されております。

○委員（徳島純次）

固体燃料を使用した厨房設備で、距離の間隔がこの規定になったことによって対象になる設備は飛騨市内にはないと思っていいですかね。

□消防本部予防課長（竹原勝浩）

今の条例改正で炭火焼き器の設置の基準が明確化されて、過去にさかのぼると明確な離隔距離、まず安全な距離等をうたってある、これに合致した条例がなかったものですから今回初めて明記された次第です。炭火焼き器を対象にした立入検査は実施しておりませんが、食堂関係の店舗へ立ち入りへ行ったときには厨房設備を見せてもらい、ほとんどの施設は耐火ブロック等が設置されておまして安全なのですが、その設備の周りにお札とかカレンダーとかがありまして、それがぶわぶわしたり、ちょっと危ないなというところは指導させてもらいましたが、炭火焼き器を把握している件数は、現在明確な数字はありません。

○委員（高原邦子）

消防長、改正の趣旨は言われたのですが、改正の内容を説明されなかったの。私これを一生懸命読んだのですが、やっぱり専門的なことがあって分からなかったのですが、特に思ったのが、改正内容の③のところに「屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の侵入防止措置が講じられたキュービクル式のものでなくても、雨水等の侵入防止措置が講じられた筐体に収めたものとすればよいこととする。」と書いてあるのですが、この筐体というものは何て言うのかな、水道で言えば水道を量るところの弁箱みたいなものかなと思ったりするのですが、この筐体というのはどんな素材でできていてもいいのか、その辺ちょっと分かりにくいので、どのように把握されているのかお伺いいたします。

□消防本部予防課主査（間所篤司）

筐体というものを不燃材料で囲う、金属とかで作った箱と認識しております。

●委員長（前川文博）

ほかにありますか。

○委員（高原邦子）

火災が結構、今の時期も起きていたり、一般の家庭も起きているのですが、書いてあるとおりいろいろな時代に沿ってということなのなのですが、こういった規制を緩やかにすること

は消防法とかそういうのにおいてこれからも出てくるのでしょうか。今までにあまりなかったような気がするのですが、それほど緩やかになる背景というのはどういったものがあるのでしょうか。

□消防長（堀田丈二郎）

ただいまのご質問ですが、緩やかになるといいますか実態に即したものに変わっていくというものです。例えば蓄電池ですと、従来ですと鉛蓄電池が主体、鉛があってそこに強酸性の溶液に浸したものが、俗にバッテリーというもので蓄電されていたのですが、いろいろ材料や構造の多様化が進んで、例えば携帯電話で使うリチウムイオンとか、ああいった類のものですと従来であった例えば床が耐酸性の構造であるという必要がなくなったり、リチウムイオンは今までは極めて少ない容量だったのですが、今は鉛蓄電池と同等の容量を蓄電できるような大きなものも出てきておりますので、そういうものに合わせて基準を緩和といいますが、実態に即したものに変わっていくのが今回の改正になります。

○委員（高原邦子）

市民の影響のところに文言として「対象火気設備の設置等に係る規制を緩和するものであり、条例施行後に該当設備を設置しようとする者の負担が軽減される。」と書いてあるものですから、緩和ということは今までは厳しかったということだということで質問したのですけれど、こういったことは建築とかに携わっている方々はよく御存じなことなののでしょうか。そちらの方々に変わりましたよということはどうに周知というか、お知らせしているのか。実態に合ったものを作っていただくことが基本かもしれませんが、その辺はどうなっていますかね。

□消防本部予防課長（竹原勝浩）

高原委員が把握されているとおり、従来は極端な話、炭火焼き器の設置ですと2メートルから3メートルの安全距離を取らないといけないということで、そんなものを厨房設備に設置するなんていうことはナンセンスといいますが、そういうものが前例であって、今の合致する基準がそのほかのものというところで、そのほかのものが3メートルから2メートルの離隔距離を取りなさいというものだったのですが、それが今緩和されて1メートル弱のものになりまして、ほかの業界の方ということになりますと、条例の離隔距離プラス炭火焼き器を生産しているところの仕様書にうたってありますので、それに則して距離が取れていればオッケーということで、こちらのほうも説明をされていますのでメーカーにも周知が行っているのではないかなという思いであります。

●委員長（前川文博）

ほかにありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべき

ものとして報告することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長（前川文博）

ご異議なしと認めます。よって、議案第81号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

ここでお諮りいたします。ただいま可決しました2案件に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長（前川文博）

ご異議なしと認めます。よって、委員会報告書の作成については、委員長に一任することになりました。

以上で付託案件の審査を終了いたします。

◆休憩

●委員長（前川文博）

ここで暫時休憩といたします。

(休憩 午前10時26分 再開 午前10時26分)

飛騨市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

総務常任委員会委員長 前川 文博